

自己資本の状況

自己資本の構成

前期末(21年3月期)に比べ、「自己資本額」は期中の利益相当額が積増しされ、356百万円増加しました。

分母となる「リスク・アセット等」は貸出金の減少を主因として1,309百万円減少し、「自己資本比率」は0.96%上昇しました。

自己資本比率の算出方法

自己資本比率は、自己資本額を分子とし、リスク・アセットを分母として算出します。分母となるリスク・アセットは、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっており、現金や国債などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっています。

(単位:百万円)

項 目	平成20年3月期	平成21年3月期	平成21年9月期
基 本 的 項 目 (A)	12,920	10,176	10,541
出 資 金	368	368	367
利 益 準 備 金	369	369	369
特 別 積 立 金	12,250	9,430	9,430
次 期 繰 越 金	22	8	374
その他有価証券の評価差損()	89	-	-
補 完 的 項 目 (B)	389	381	373
一 般 貸 倒 引 当 金	624	1,000	724
補 完 的 項 目 不 算 入 額 ()	235	618	350
自 己 資 本 総 額 [A + B] (C)	13,309	10,558	10,915
控 除 項 目 (D)	-	500	500
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	157	1,727	1,936
控 除 項 目 不 算 入 額 ()	157	1,227	1,436
自 己 資 本 額 [C - D] (E)	13,309	10,058	10,415
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	62,261	61,111	59,801
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	57,079	56,172	54,790
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	398	272	344
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,783	4,666	4,666
単 体 T i e r 1 比 率 [A / F]	20.75%	16.65%	17.62%
単 体 自 己 資 本 比 率 [E / F]	21.37%	16.45%	17.41%

(注) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

平成20年度より自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。

自己資本の充実度に関する事項

自己資本の重要性

金融機関は、預金や自己資本を資金調達の源泉とし、貸出金や有価証券などの資産を保有・運用しております。預金などは将来必ず支払うべきものですが、運用している資産に貸倒などの損失が大量に発生しますと、お預かりしている預金の支払いが出来なくなる可能性があります。

自己資本は、このような損失の発生に対する蓄えとしての役割を果たしてくれるもので、自己資本比率が高いことは、損失の発生の可能性がある資産に対して自己資本という蓄えを多く持っており、安全性が高いこととなります。

(単位:百万円)

項 目	平成21年3月期		平成21年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	56,444	2,257	55,134	2,205
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	56,444	2,257	55,134	2,205
()ソ プ リ ン 向 け	409	16	310	12
()金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,063	402	11,164	446
()法 人 等 向 け	19,615	784	18,348	733
()中 小 企 業 等 ・ 個 人 向 け	6,445	257	6,431	257
()抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	3,182	127	3,253	130
()不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	10,235	409	8,498	339
()三 月 以 上 延 滞 等	392	15	1,066	42
()そ の 他 上 記 以 外	6,099	243	6,060	242
証券化エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オペレーショナル・リスク	4,666	186	4,666	186
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	61,111	2,444	59,801	2,392

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公営企業等金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソプリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\text{オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 1.5\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

記載金額は単位未満および少数点第3位以下を切捨てて表示しております。